

第1,2回那珂川河川整備計画有識者会議における ご意見に対する関東地方整備局の考え方

令和2年3月27日
国土交通省 関東地方整備局

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-1 原案	
			ページ	行
1	・地域の実情や30年後の地域の人口の状況を想定して、何が最適か考慮し、対策を検討する必要がある。	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「3.2計画対象期間」に、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直す旨記載しています。	26	11
2	・今次出水のように、整備計画目標流量を超過する現象は発生しうる。計画論としてどこまで目標として行うべきか。	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に、洪水に対しては、多重防御治水を推進することにより、基準地点山方において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水(令和元年東日本台風)が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図る旨記載しています。	28	5

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-1 原案	
			ページ	行
1	・「支川と本川の合流部」という言葉を入れ、県と国で協力していく旨記載してほしい	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「5.1河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要」に、本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施する旨記載しています。	31	12
2	・「多重防御治水」の考えを目標の中に盛り込んでほしい	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」に、多重防御治水を推進することにより、基準地点野口において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水(令和元年東日本台風)が再び発生しても災害の発生又は軽減を図る旨記載しています。	28	5
3	・霞堤の整備に当たっては、土地の形状及び機能をしっかりと把握し精査したうえで検討を行ってほしい	・那珂川緊急治水対策プロジェクトにおいては、栃木県那須烏山市下境地先において霞堤を整備することとしています。 霞堤の整備に当たっては、土地の形状や機能をしっかりと把握し精査したうえで有効的に機能を発揮できるよう検討して参ります。 なお、概ね30年を計画対象期間とする整備計画においては遊水地化を図ることとしています。	33	12

番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方	資料-1 原案	
			ページ	行
4	・都市計画的なところから水害対応を考えてほしい	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「4.1洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に、洪水に対しては、多重防御治水を推進することにより、基準地点野口において、戦後最大洪水である令和元年10月洪水(令和元年東日本台風)が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図る。また、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合を想定し、避難確保ハード対策や、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進などのソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進する旨記載しています。	28	5
5	・水害のときの情報伝達や情報の活用について日頃から一緒に考える機会が必要	・那珂川水系河川整備計画(変更)【大臣管理区間】(原案)「5.2.1(12)洪水氾濫に備えた社会全体での対応」にて、行政・住民・企業等の各主体が水害リスクに関する知識と心構えの共有や、避難や水防等の事前の計画、体制、施設による対応が備えられた社会を構築していく旨記載しています。	48	19